



10月は里親月間です

里親になりませんか？

里親はさまざまな事情により家庭で暮らすことが困難な子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって育てる制度です。



里親になるには

- 子どもの養育について理解と熱意を持ち、豊かな愛情をもっていることが何よりも大切です。
- 県が実施する研修を修了すること、経済的に困窮していないことなどの要件が必要です。

里親の種類

- 養育里親**：家庭に戻れるまで、または自立できるまで子どもを養育する里親
- 専門里親**：虐待を受けた子どもや障害のある子どもを、経験と専門知識を生かして養育する里親
- 親族里親**：子どもの扶養義務者で親の死亡や行方不明などの事情により養育できなくなった場合に、里親としての認定を受けて養育する里親

- 養子縁組里親**：養子縁組によって養親になることを希望する里親

里親Q&A

Q. なぜ里親を勧めるのですか。

A. 施設の生活では、職員が入れ替わることも多く子どもの精神的なよりどころが安定しにくい環境があります。里親の場合は、家庭の中でいつも親と一緒にいてくれる安心感を持ちながら育てることができます。

Q. 経済的な支援はありますか。

A. 定められた基準に応じて養育に必要な経費を公費で支給します。

☎ 子育て支援課(こども家庭センター) 995-1862
東部児童相談所 920-2081

☎ 静岡恵明学園児童家庭支援センタースマイル
(東部里親会事務局) 983-0555
東部児童相談所 920-2081

新型コロナ・インフルエンザ予防接種

65歳以上を対象に始まります

10月1日(火)から65歳以上の人を対象にした、新型コロナとインフルエンザの予防接種が始まります。接種を希望する人は、実施医療機関で接種を受けてください。

接種期間

- 新型コロナ予防接種**
時 10月1日(火)～令和7年3月31日(月)
- インフルエンザ予防接種**
▶ 裾野市、沼津市、長泉町、三島市の医療機関
時 10月1日(火)～令和7年3月31日(月)
▶ 御殿場、小山町の医療機関
時 10月1日(火)～令和7年1月31日(金)

実施医療機関

接種券に同封されている説明書を確認してください。

接種の対象者

市内に住民登録のある人で、次のいずれかに該当する人

- ① 予防接種を受ける日に満65歳以上の人
- ② 予防接種を受ける日に満60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能に障がいがある人のうち、身体障害者手帳1級または同程度の障がいがある人

接種費用

- 新型コロナ予防接種**：3,260円
- インフルエンザ予防接種**：1,200円
ただし、生活保護法による被保護世帯の人は費用を免除します。健康推進課または総合福祉課で申請してください。

接種券の送付

対象者には個別に接種券を送付します。

接種方法

事前に実施医療機関に確認してから、送付された接種券を持って接種を受けてください。

☎ 健康推進課 992-5711

